

沖繩市告示第 68 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年 4月 1日

沖繩市長 桑江 朝千夫

1 都市計画の種類

(1) 中部広域都市計画地区計画の変更 国道330号沿道胡屋・中央地区地区計画

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 胡屋一丁目、中央一丁目、中央三丁目

3 都市計画の縦覧場所

沖繩市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当